

昭和五十二年政令第二十号

領海及び接続水域に関する法律施行令

内閣は、領海法（昭和五十二年法律第三十号）第二条及び附則第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

（瀬戸内海と他の海域との境界）

第一条 領海及び接続水域に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項ただし書の政令で定める線は、次のとおりとする。

- 一 紀伊日ノ御崎灯台（北緯三三度五二分五五秒東經一三五度三分四〇秒）から蒲生田岬灯台（北緯三三度五〇分三秒東經一三四度四分五八秒）まで引いた線
- 二 佐田岬灯台（北緯三三度二〇分三秒東經一三三度五四秒）から関崎灯台（北緯三三度一六分東經一三一度五四分八秒）まで引いた線
- 三 竹ノ子島台場鼻（北緯三三度五七分二秒東經一三〇度五二分一八秒）から若松洞海湾口防波堤灯台（北緯三三度五六分二八秒東經一三〇度五二分二秒）まで引いた線

（基線）

第二条 法第二項第一項に規定する直線基線は、別表第一に掲げる線とする。

2 基線（前項の直線基線を除く。）は、内水である瀬戸内海を除き、海岸の低潮線（海に直接流入している河川の河口にあつては、その両側の海岸の低潮線上の点を結ぶ直線。以下この項において同じ。）とする。ただし、次の各号に掲げる湾にあつては、当該各号に定める直線の内側にある海岸の低潮線は基線とせず、当該各号に定める直線を基線とする。

- 一 その天然の入口の両側の海岸の低潮線上の点の間の距離（島が存在するために天然の入口が二以上ある場合にあつては、それぞれの天然の入口の両側の海岸の低潮線上の点の間の距離を合計したもの。次号において同じ。）が二十四海里を超えない湾。その天然の入口の両側の海岸の低潮線上の点を結ぶ直線
- 二 その天然の入口の両側の海岸の低潮線上の点の間の距離が二十四海里を超える湾。その内側の海岸の低潮線上の二点を結ぶ長さ二十四海里の直線で、これと海岸の低潮線で囲む海域の面積が最大であるもの
- 3 前条各号に掲げる線及び前項に規定する線を基線として用いることにより領海となる海域内にその全部又は一部がある低潮高地の低潮線も、基線とする。
- 4 前条及び前三項の規定により、一の基線の外側に他の基線が引かれることとなる場合には、最も外側に引かれる線を基線とする。
- 5 第二項の湾及び島並びに第三項の低潮高地とは、それぞれ海洋法に関する国際連合条約第十条2、第二百一十一条及び第十三条1に規定する湾、島及び低潮高地をいう。
- 6 第二項の海岸の低潮線及び第三項の低潮高地の低潮線は、海上保安庁が刊行する大縮尺海図に記載されているところによる。

（特定海域の範囲）

第三条 法附則第二項に規定する特定海域の範囲は、別表第二の中欄に掲げる海域（外国の領海である海域を除く。）の範囲とする。

（特定海域に係る領海の外側の線）

第四条 法附則第二項に規定する線は、別表第二の下欄に掲げる線とする。

附則

この政令は、法の施行の日（昭和五十二年七月一日）から施行する。

附則（平成五年二月三日政令第三八三号）

この政令は、平成五年十二月二十四日から施行する。

附則（平成八年七月五日政令第二〇六号）抄

1 この政令は、領海法の一部を改正する法律の施行の日（平成八年七月二十日）から施行する。ただし、第二条の改正規定（同条第三項の改正規定中「領海及び接続水域に関する条約第七条

2、第十条1及び第十一条1を「海洋法に関する国際連合条約第十条2、第二百一十一条及び第十三条1」に改める部分を除く。）、第三条及び第四条の改正規定並びに別表の改正規定及び別表第一の次を一表を加える改正規定は、平成九年一月一日から施行する。

附則（平成十三年二月二十八日政令第四三三号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、測量法及び水路業務法の一部を改正する法律の施行の日（平成十四年四月一日）から施行する。

別表第一（第二条関係）

一次に掲げるイの点からヲの点までを順次結んだ線

- イ 北緯四三度三三分一〇秒東經一四五度四九分六秒の点（納沙布岬東端）
- ロ 北緯四三度二分八秒東經一四五度四八分四四秒の点（瑠瑠瑠岬南東端）
- ハ 北緯四三度二分四二秒東經一四五度四八分二九秒の点（カブ島南東端）
- ニ 北緯四三度二分九秒東經一四五度四六分四五秒の点（イソモシリ島南東端）
- ホ 北緯四三度一分九秒東經一四五度四六分二六秒の点（ハボマイモシリ島南端）
- ヘ 北緯四三度一分九秒東經一四五度三六分六秒の点
- ト 北緯四三度九分五秒東經一四五度三一分一六秒の点
- チ 北緯四三度九分四〇秒東經一四五度三〇分三七秒の点
- リ 北緯四二度五九分四八秒東經一四五度一分一六秒の点（散布埼立岩南東端）
- ル 北緯四二度五九分二五秒東經一四五度一分一秒の点
- ヲ 北緯四二度五六分四八秒東經一四四度五二分四秒の点（大黒島南南東端）
- ラ 北緯四二度五六分東經一四四度四六分五三秒の点（尻羽岬帆掛岩南端）

二次に掲げるイの点からヲの点までを順次結んだ線

- イ 北緯四〇度一分三秒東經一四一度五〇分五秒の点（弁天鼻牛島南端）
- ロ 北緯四〇度八分四七秒東經一四一度五三分一四秒の点（三埼北東方の鉾岩）
- ハ 北緯三九度五八分四六秒東經一四一度五七分三三秒の点
- ニ 北緯三九度三三分三秒東經一四二度四分一秒の点
- ホ 北緯三九度三三分一八秒東經一四二度四分一秒の点
- ト 北緯三九度三二分五秒東經一四二度四分二〇秒の点（鉾ヶ埼東端）
- チ 北緯三九度三二分七秒東經一四二度四分二一秒の点（鉾ヶ埼南東端）
- リ 北緯三九度二分七秒東經一四二度三分三九秒の点（赤島東端）
- ル 北緯三八度一分一五秒東經一四一度五五分二秒の点
- ヲ 北緯三八度一分八秒東經一四一度五五分二秒の点（金華山鮑荒埼東端）
- ラ 北緯三七度四九分二二秒東經一四〇度五九分一五秒の点（鶴ノ尾埼東端）

三次に掲げるイの点からニの点までを順次結んだ線

- イ 北緯三四度五三分五九秒東經一三九度五三分一三秒の点（野島埼南端）
- ロ 北緯三四度四分四三秒東經一三九度二六分二〇秒の点（大島南東端）
- ハ 北緯三四度四分二一秒東經一三八度五六分三七秒の点
- ニ 北緯三四度四分二一秒東經一三八度五五分三七秒の点（御前埼南端）

四次に掲げるイの点からヘの点までを順次結んだ線

- イ 北緯三四度四分二一秒東經一三七度五五分一秒の点（浜名港港口離岸導流堤南端）
- ロ 北緯三四度一分二一秒東經一三六度五四分三二秒の点（大王島東端）
- ハ 北緯三四度一分五八秒東經一三六度四九分一秒の点（幣ノ島南東端）
- ニ 北緯三三度三十八分一〇秒東經一三五度五八分五秒の点（駒ヶ埼南方の大平石南東端）
- ホ 北緯三三度三十四分五三秒東經一三五度五七分四〇秒の点（梶取埼東方の大島南東端）
- ヘ 北緯三三度三十四分六秒東經一三五度五七分三六秒の点（梶取埼南東端）

<p>五 別表第一の十三の項に掲げるヤの点から三五八度三海里の点まで引いた線 六 前号に掲げる線の終点から二八七度五分に引いた線 七 前号に掲げる線の十二海里の線との交点から一五五度五分に引いた線</p>	<p>三海里の線で特定海域内のもの並びに第三号、第六号、第十号及び第十二号に掲げる線（三海里の線との交点から十二海里の線との交点までの部分に限る。）で特定海域に係るもの</p>
<p>津軽海次に掲げる線及び陸岸により囲まれた海域 二 別表第一の十二の項に掲げるワの点から一六度三海里の点まで引いた線 三 前号に掲げる線の終点から九〇度に引いた線 四 前号に掲げる線の十二海里の線との交点から零度に引いた線 五 別表第一の十二の項に掲げるルの点から三二六度三海里の点まで引いた線 六 前号に掲げる線の終点から二三五度五分に引いた線 七 前号に掲げる線の十二海里の線との交点から三二五度に引いた線 八 別表第一の十三の項に掲げるホの点からワの点までを順次結んだ線 九 別表第一の十三の項に掲げるワの点から一四五度三海里の点まで引いた線 十 前号に掲げる線の終点から二三五度五分に引いた線 十一 別表第一の十三の項に掲げるホの点から一四九度三海里の点まで引いた線 十二 前号に掲げる線の終点から九〇度に引いた線</p>	<p>三海里の線で特定海域内のもの並びに第二号、第四号、第七号及び第九号に掲げる線（三海里の線との交点から十二海里の線との交点までの部分に限る。）で特定海域に係るもの</p>
<p>対馬海次に掲げる線により囲まれた海域 一 別表第一の九の項に掲げるツの点とネの点を結んだ線 二 前号に掲げる線の線上の一点から一二度に北緯三四度四分四秒の点（種子島喜志鹿埼北端）と北緯三〇度四分九秒東経一三〇度一分二六秒の点（馬毛島上ノ岬北端）を結んだ線 三 別表第一の九の項に掲げるツの点とソの点を結んだ線 四 前号に掲げる線の線上の一点から二七〇度に北緯三三度一分二秒東経一二九度七分三一秒の点（宇久島対馬瀬鼻北端）から三五九度十二海里の点を通るように引いた線 五 別表第一の十の項に掲げるトの点からルの点までを順次結んだ線 六 別表第一の十の項に掲げるルの点から一五五度三海里の点まで引いた線 七 前号に掲げる線の終点から二二七度五分に引いた線 八 別表第一の十の項に掲げるトの点から一二〇度三海里の点まで引いた線 九 前号に掲げる線の終点から四三度に引いた線 十 第二号に掲げる線の十二海里の線との交点と第九号に掲げる線の十二海里の線との最初の交点を結んだ線</p>	<p>三海里の線で特定海域内のもの並びに第二号、第四号、第七号及び第九号に掲げる線（三海里の線との交点から十二海里の線との交点までの部分に限る。）で特定海域に係るもの</p>
<p>大隅海次に掲げる線及び陸岸により囲まれた海域 一 北緯三〇度五分三秒東経一三一度三分二四秒の点（種子島喜志鹿埼北端）から六〇度に引いた線 二 北緯三〇度五分三秒東経一三一度三分二四秒の点（種子島喜志鹿埼北端）と北緯三〇度四分九秒東経一三〇度一分二六秒の点（馬毛島上ノ岬北端）を結んだ線 三 北緯三〇度四分三秒東経一三〇度五分五秒の点（馬毛島下ノ岬南西端）と北緯三〇度二分三秒東経一三〇度一分五秒の点（口永良部島メガ埼南東端）を結んだ線 四 北緯三〇度二分九分二一秒東経一三〇度八分三四秒の点（口永良部島野埼西端）から二四〇度に引いた線 五 前号に掲げる線の十二海里の線との交点から三三〇度に引いた線 六 別表第一の九の項に掲げるロの点からホの点までを順次結んだ線 七 別表第一の九の項に掲げるホの点から一八七度三海里の点まで引いた線 八 前号に掲げる線の終点から二四〇度に引いた線 九 別表第一の九の項に掲げるロの点から一四四度三海里の点まで引いた線 十 前号に掲げる線の終点から五四度に引いた線 十一 前号に掲げる線の十二海里の線との最初の交点から一四四度に引いた線</p>	<p>三海里の線で特定海域内のもの並びに第一号から第四号まで、第八号及び第十号に掲げる線（三海里の線との交点から十二海里の線との交点又は他の三海里の線との交点までの部分に限る。）で特定海域に係るもの</p>
<p>対馬海次に掲げる線により囲まれた海域 一 別表第一の九の項に掲げるツの点とネの点を結んだ線 二 前号に掲げる線の線上の一点から一二度に北緯三四度四分四秒の点（種子島喜志鹿埼北端）と北緯三〇度四分九秒東経一三〇度一分二六秒の点（馬毛島上ノ岬北端）を結んだ線 三 別表第一の九の項に掲げるツの点とソの点を結んだ線 四 前号に掲げる線の線上の一点から二七〇度に北緯三三度一分二秒東経一二九度七分三一秒の点（宇久島対馬瀬鼻北端）から三五九度十二海里の点を通るように引いた線 五 別表第一の十の項に掲げるトの点からルの点までを順次結んだ線 六 別表第一の十の項に掲げるルの点から一五五度三海里の点まで引いた線 七 前号に掲げる線の終点から二二七度五分に引いた線 八 別表第一の十の項に掲げるトの点から一二〇度三海里の点まで引いた線 九 前号に掲げる線の終点から四三度に引いた線 十 第二号に掲げる線の十二海里の線との交点と第九号に掲げる線の十二海里の線との最初の交点を結んだ線</p>	<p>三海里の線で特定海域内のもの並びに第二号、第四号、第七号及び第九号に掲げる線（三海里の線との交点から十二海里の線との交点までの部分に限る。）で特定海域に係るもの</p>
<p>大隅海次に掲げる線及び陸岸により囲まれた海域 一 北緯三〇度五分三秒東経一三一度三分二四秒の点（種子島喜志鹿埼北端）から六〇度に引いた線 二 北緯三〇度五分三秒東経一三一度三分二四秒の点（種子島喜志鹿埼北端）と北緯三〇度四分九秒東経一三〇度一分二六秒の点（馬毛島上ノ岬北端）を結んだ線 三 北緯三〇度四分三秒東経一三〇度五分五秒の点（馬毛島下ノ岬南西端）と北緯三〇度二分三秒東経一三〇度一分五秒の点（口永良部島メガ埼南東端）を結んだ線 四 北緯三〇度二分九分二一秒東経一三〇度八分三四秒の点（口永良部島野埼西端）から二四〇度に引いた線 五 前号に掲げる線の十二海里の線との交点から三三〇度に引いた線 六 別表第一の九の項に掲げるロの点からホの点までを順次結んだ線 七 別表第一の九の項に掲げるホの点から一八七度三海里の点まで引いた線 八 前号に掲げる線の終点から二四〇度に引いた線 九 別表第一の九の項に掲げるロの点から一四四度三海里の点まで引いた線 十 前号に掲げる線の終点から五四度に引いた線 十一 前号に掲げる線の十二海里の線との最初の交点から一四四度に引いた線</p>	<p>三海里の線で特定海域内のもの並びに第一号から第四号まで、第八号及び第十号に掲げる線（三海里の線との交点から十二海里の線との交点又は他の三海里の線との交点までの部分に限る。）で特定海域に係るもの</p>